

第32回 佐用町議会(定例)会議録 (第6日)

平成21年12月22日(火曜日)

出席議員 (20名)	1番	石 堂 基		
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (1名)	2番	新 田 俊 一		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (25名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
			消防長	加藤隆久
	会計課長	上谷正俊	総務課長兼財政課長	坪内頼男
	まちづくり課長	前澤敏美	災害復興対策室長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	木村佳都男
	福祉課長	内山導男	健康課長	新庄孝
			商工観光課長	廣瀬秋好
	地籍調査課長	茅原武	建設課長	野村正明
	水道課長	野村久雄	下水道課長	寺本康二
	生涯学習課長	福本美昭	クリーンセンター所長	谷口行雄
	教育委員会総務課長	福井泉	教育委員会教育推進課長	岡本正
	上月支所長	達見一夫	南光支所長	春名満
	三日月支所長	田村章憲		
欠席者 (2名)	天文台公園長	黒田武彦	農林振興課長	小林裕和
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 93 号 佐用町下水道事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例について（委員会付託）
- 日程第 2 . 議案第 110 号 物品購入契約の締結について（給食配送車購入事業）
- 日程第 3 . 議案第 111 号 物品購入契約の締結について（学校給食備品整備事業）
- 日程第 4 . 議案第 112 号 物品購入契約の締結について（学校教育用コンピューター等整備事業）
- 日程第 5 . 議案第 113 号 工事請負契約の締結について（三河小学校校舎耐震化工事）
- 日程第 6 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
-

午前 0 9 時 2 9 分 開議

議長（山田弘治君） おはようございます。早朝よりご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

過日の本会議以来、常任委員会、組合議会等ご出席をいただき、各慎重審議を賜り、ご苦労様でございます。

なお、新田議員から隣保に葬式ができたということで、欠席届が出ております。また、黒田天文台公園長及び小林農林振興課長から公務のため欠席届が出ておりますので、報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、契約に関する案件 3 件が追加提案されておりますので、慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは直ちに日程に入りますが、福祉課長から発言の申し入れがありますので、許可いたします。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 失礼します。先だつての補正予算の審議の中で、子育て支援センターにかかわります職員の賃金について、日額単価、私の方が、時給につきましては 840 円という申しあげを、説明をさせていただいたんですが、日額単価についてはですね、説明させていただいたつもりがあるという答弁をさせていただいたんですが、日額の単価については、きちっとした 6,400 円という金額は、説明、議事録等調べていただいて、説明しておりませんでしたので、訂正をさせていただきます。

議長（山田弘治君） 福祉課長からの発言は終わりました。

それでは、日程に入ります。まず、

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その件に関連した中で、インストラクターの身分についてですね、いろいろとご指摘がございました。こういう年度途中での暫定的な、この管理運営についての形になりまして、福祉課長なり、それぞれの担当職員もですね、インストラクターの、ママプラザ等もですね、打ち合わせをして、協議をした結果、3 月までですね、暫定的に 1 名を常勤にして、後のインストラクター 3 名が、交替でですね、2 名体制で毎日、管理

運営をするという、ローテーションを組んで、運営をしているところでもあります。それについて、同じインストラクターが身分的に違うではないかというようなご指摘で、私も、そのへんの、2名がローテーションでというような詳しいことを十分に把握しておりませんでしたので、それは、同じようにしたらいいではないかという答弁をさせていただいたところですが、やはり佐用の、今度、新しい子育て支援センターにつきましてはですね、元の旧佐用町のママプラザを支援センターに、一応、移転をして、通常、そこでママプラザの方の業務も行っていくと。それと、支援センターを、管理を、4月からの総合的な子育て支援センターとしての体制ができるまでの間をですね、管理をしていくという体制でありますので、一応、3月まで、現体制でですね、やらせていただきたい。4月からはですね、それぞれインストラクター等も、当然、これから、どういう、子育て支援センターのママプラザ業務だけではなくてですね、いろんな、子ども達の健康管理も含めた体制で、職員の配置を行っていきますので、そういう中でですね、今後のママプラザ等の運営は考えていきたい。

そして、ママプラザにつきましてもですね、それぞれの、今、旧町でのママプラザというものも設置をいたしますけれども、やはり子ども達が、これだけ少ない中でですね、やはり子ども達が、小さい時から、皆、全体の交流をしていくということ。親、保護者もですね、もっと幅広い交流をしていくということで、新しい支援センターをですね、活用をしていくということ、やっぱり一番に考えていかなきゃいけないだろうなど。そういう中で、旧町のママプラザもですね、それぞれの独自の、また活動もしていただくと。そういう体制を作っていきたいというふうに考えております。

そういう意味で、インストラクター等につきましては、先ほど、福祉課長が申しあげましたような、当面、賃金という形にさせていただいて、この3月まで暫定的に運営をさせていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（山田弘治君） はい、町長の説明は終わりました。

補正の方は、可決しております。それ前提で、ひとつ質疑の方をお願ひしたいと思ひます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石堂議員。

1番（石堂 基君） 今、前回の質問、意見内容に対する再答弁というか、説明があったんですけども2点だけ。

福祉課長の方が、それに先立って、十分に、そのインストラクターと打ち合わせをした結果、1名を常勤にして、残りの3名でローテーションにすることを十分に打ち合わせを行ったという説明だったんですけども、実際、現場においては、1週間前に、来週から、佐用で、交替に行きますというような話をインストラクターの方が聞かれているのに、これは、僕は、十分な説明なり意見交換が、その場でなされたというふうには思えないんで。そこは、1週間、その時間を要して、勤務体制が組まれたということであればいいと思うんですけど。

それと、私自身が、前回発言させていただいた趣旨は、1名の方を常勤にするんが駄目だという話じゃなしに、それを3人、残りの3人の方が、交替で、それを補助するというのであれば、4人のインストラクターなりアシスタントの条件は一緒でしょうと。ならば、1名だけ常勤の臨時職員として、日額で賃金条件を提示するのはいかがなものですか

と。それは、4名同じじゃないんですかというふうな趣旨で意見させていただいたんです。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 過去のですね、このママプラザの経緯もあるわけですがけれども、今回の、新しい支援センターにおけるママプラザにつきましては、旧佐用町でやってた、これは郡の中で、昔やってた、最初にやってたママプラザなんですけれども、一番最初にスタートしたママプラザです。その佐用のママプラザを移転をするということですので、佐用のママプラザが、そこに配置をするわけですから、それが、また、今度、新しい新町としての全体のママプラザにしていこうという形をとってます。だから、暫定的に、3月までは、佐用のママプラザを、そこに移しているという形をとっておりますので、佐用のママプラザのインストラクターを常勤で配置をすると。これは、4人のママプラザが皆、同じだという形ではなくてですね、身分的に同じことをしていたとしても、今回、配置して、常勤で、そこを管理をさせるということについては、これは、私は、妥当な選択ではないかというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11番（山本幹雄君） これ、僕、ちょっと最初、ごそごそしよって、ちょっと聞き損ねた部分があって、あっと思ったんですけども、まず、この問題で、一番肝心なのは、鍋島さんも言われたように、臨時議会の時の説明と整合性いうんか、ちょっと話が違うんじゃないかという話があったと思うんですよ。そういう中で、町長が、それを認めた中で、私は、今回は、ちょっと、じゃあ、やめますと。町長が言われたんじゃないかと思うんですよ。

私、その、内山課長が言われたことの、その9月議会と、今回言われたことの、その違いというのをね、もっと明確にして、例えば、9月議会で、どういうふうに説明されたかというのは、文書で、きちっと出ささせてもらって、そして、今回、きちっと、今回、それを受けた中で、確かに、9月議会とは違うとか、違わないとか、そういうことを話しさせてもらった上で、いいですよと言うんだったらいいけども、じゃあ、9月議会で説明したことと、この前説明したことに違いがある。齟齬があるような中でね、それが、齟齬があるかないか分からないような中で、はい、いいですよというのは、ちょっとこう、僕らとしては、言いにくい話かなと思う。

だから、この前、また、厚生に付託されておった委員会がありました。委員会をし、それから、それは付託案件だけでなくして、現場も視察し、そういうことをしております。その中で、まず詳しい経緯、臨時議会で説明したこと、定例会で説明したことの違いがあるのかないのか、そういったことも、本来であるなら、きちっと説明を受け、協議した中で、今回出てこないと、この前、町長が、それをやめますと、はっきり言ったんだから、それで、今日になってやりますと言うんだったら、今日、結論出さなあかんなら、今日、やりますというような話だったら、ちょっと、僕は違うんじゃないかと思えます。

この前、やめる言うんだったら、今日、やる言うんだったら、なぜやるのかというのを、説明する場所を設け、協議する場所を設け、結論を出す場所を設けた上で、結論を出さないと、いきなりポンと変わります、はい、いいですよなんて、そんなバカな話は、絶対な

いと思うんです。季下に冠を正さずいうてね、ありますね。言葉。これはね、ええ言葉やなと思うんですよ。古代中国の話ですはね。うん。あの、岡本議員か矢内議員が言われた。すごいな、よう勉強しとんなというのあった。それと、先ず隗より始めよという言葉も、どっちかが言うた。どっちが言うたか忘れた。2人も凄いな。隗より始めよいうて、まあ、古代、燕の国の言うた言葉ですよ。よう勉強しと、立派やなど。

そういうふうに、まず季下に冠を正さず。これは、まあ、王様と言えども、りんごの木の下で冠動かさずなど。泥棒と間違えられるということわざです。だから、そういうふうに、不自然に思われるような行動はしないと。きちっと、やるんなら、やるで、説明して、皆、了承得るような形にしないと、いきなり、今日になったら、ポンと話が変わっておる。元に戻っておる。ほな、その間の、説明が、きちとなされたんかと思えば、なされない。こういうやり方は、ちょっと、僕としては、いかがなもんかなと思うけども、もういっぺん、内山課長に答弁求めたいと思うけど、もういっぺん、どうなのかいうのを、詳しく説明してよ。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） この件につきましては、まず1点は、条例、子育て支援センターの条例、これは、審議していただいて可決していると。そういう中で、もう11月からスタートしているんですけども、今、石堂議員が言われた2点目の、そのセンターのインストラクター等の身分、そういう所についても、この前の議会等で、ご意見をお伺いした中で、それ以前もそうですけども、担当課集まって、協議させていただきました。そういう中で、現状では、4月の、ちゃんとした体制に向けての、暫定的な対応という中で、いろいろな角度から検討させていただいたんですけども、例えば、身分のことを考えた場合、4名の方の身分、4名の職員の身分を前提に考えれば、例えば、1週間、5日間を、持ち回りでと言うんですか、今、1名を常勤にしますけれども、それを、4名で分かち合うような方法も、検討をさせていただきました。しかし、一番に考えたことは、このセンターが、センターを利用される人、親子、そういった親子の利用者を一番に考えるという中で、これから4月に向けて、内容、ある程度、そういうセンターというものが、年数が経てば、業務内容もしっかりしてくるんですけども、これから、そういう中身を作っていくと。そういう段階です。そういう中で、今、身分、職員の身分のことを前提に、物を考えると、ちょっと、そういったきっちりした方向性を作っていく、そういう段階で、ちょっと違うのではないかと。やはり、そういうことについては、前から、お話してますように、ちゃんとした、4月以降の職員の身分については、体制で考えていくと。今は、そういった中身を、事業内容を煮詰める段階ですので、やはり、中心になる者を置いて、その中で、運営していくと。そういう結論、結論と言うんですか、協議させていただきました中で、暫定的で、職員間の身分の差というのは出てますけれども、この3月までは、こうさせていただきます。

ただし、その身分の違いというものは、ありますけれども、形態は、常勤。それと4時間が5日。それと4時間が4日と1日、フルタイムですか。そういうように、形態に沿った、その身分保証というのは、きっちりとさせていただいてる。そういう中で、ご理解していただきたいということで、町長が、今のままで、今の状況で、3月まではやらせていただきたいということで、説明させていただいたと思っております。はい。

議長（山田弘治君）　　まだある。ありますか。

〔山本君「ちょっと待って、僕の質問に答えてないやん。何で、変わったのって。ちょっと、聞くで」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君）　　ちょっと、ええっと。

〔山本君「もういっぺん言わせてよ。もらうで。ええか」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君）　　いやいや、

11 番（山本幹雄君）　　まず、この前言うたことと、今回言うたこと、町長は、取り下げる言うたわけ。やめる言うたわけや。

今、坪内課長のようなことを踏まえとったんだらう。踏まえてやる言うたんだらう。そりゃ知らんよ。けど、それをやる言うたのを、この前、質問された中で、町長は、やめる言うたんや。その変わった理由は、どこにあって、変わった理由を、きちっと明確に理解ができるような説明をせなあかんだらうと。それがな、さっき、元々言うた、9月議会と、この前の議会の内山課長の説明が違うじゃないかと。違うなら違うで、そこらへんを明確に、何がどう違うて、どう違うんか、そこらへんも明確に話した上で、せなあかんのんだらうと。その上で、ああ、そうなのかと。じゃあ、納得しましよいう話やけども。そういうことが、なされてないだらうと僕は、言いよんや。身分なんか言うてないよ。石堂君は言うたけど。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　私が、答弁させていただいた内容が違うということです。

これは、私も、先般の質問の中でね、答弁の中で、私自身が、今回の配置、それぞれの運営について、十分に把握してない中での答弁をしてしまったということで、後から、それぞれの課長なり、今、総務課長も含めて、いろいろと協議をして、利用者のこと、今、これからの運営のこと、それをもう一度、きちっと説明を受けた中で、やはり3月までは、現体制でやらせていただくのが、一番、利用者にとっても、また今後の運営にとっても適切であるというふうに、そういうふうに、私の方で理解をしましたので、今日、ここで、前回は、言いましたけれども、一応、3月までは、現体制をやらせていただきたいということを報告をしたわけです。人事権として、私が、最終的には、決定をさせていただかなきゃいけないので、そういうことで、お願いをしました。

議長（山田弘治君）　　ちょっと、暫時休憩いたします。

午前09時46分 休憩

午前09時55分 再開

議長（山田弘治君）　　それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 内山課長が答弁いただいたのは、前回、私が、この 11 月臨時議会の議案審議の中でね、質問に対して、時間給は聞いたけれども、臨時職になった場合に、日額というのは、聞いていないがどうなのかということで、議事録を確認して欲しいという要望して、課長の答弁がありました。

課長の答弁では、時間給は言ったけれども、日額は言ってないということですから、何が問題か言いますとね、あの臨時議会の中で、非常勤特別職の報酬から、臨時職賃金に、条例が改正されるという議会の質問に対してね、当局側は、それは時間給という、インストラクターは時間給という答弁をして、議会側も、ああそれを、全面的に信用して、議案を通したということなんですよ。で、それについて、実態としては、時間給と、日額制があるということであれば、やはり、議会の質問に対してはね、当局は誠意を持って答えるべきだと。意図はなかったでしょうけども、結果としてはね、議会をあざむいて、臨時職というのは時間給だけなんですよと言って、議案を通したという、これは結果論ですよ。そういうことにもなりかねないんでね。やはり、議会の質問に対しては、偽らざる、誠意あるね、答弁を当局は進めるべきだと。そういった点では、残念ながら、課長、町長の答弁はね、今回の答弁は、日額制は言うておりませんというだけで、止めておるんですよ。こういう答弁したこと自体に問題だったというね、やっぱりお詫びがあるのと、今後は、以後、誠意を持って、答弁に努めるというね、そういった答弁をするのが、答弁すべきなんです。その点は、はっきりされてないんでね、やっぱり、その態度は、問題だと思うんで、一番肝心の、時間給、日額制という、この待遇の問題もあるけども、議会と当局の関係では、そういう信用関係の問題が、この問題では本質なんです。議案通した問題ではね。そのあたりの反省がされてないと思うんで、そのあたりを再度伺いたい。

議長（山田弘治君） 鍋島議員の質問に、この後、答弁いただきたいと思いますが、その後につきましては、山本議員の方からも提案いただいておりますように、厚生常任委員会の中で、更に詰めていただきたいと思います。そのことについて、ご了解をいただきたいなと思います。

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、西岡議員。

17 番（西岡 正君） 結果的には、認めた状況。議員は、一人ひとり、それぞれ考え方がありますのでね、今の考え方と違う人もいらっしゃると思います。

で、私は、今の町長の答弁で、最初、聞いていたんですけども、町長は、その時、そういう判断をしたけれども、最終的に担当課も含めて検討した結果、それが一番いいという形の中でされたわけですから、それをもって、しているんですけども、それをまた、もういっぺん厚生常任委員会で話し合いをされると言われるんですか。

議長（山田弘治君） これは、補正はもう可決されておりますので、

〔西岡君「そうでしょ」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） それは、勿論、それは変更という話ではありません。
ただ、まあ、

〔鍋島君「議長、議長、私が質問しとるん」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 勿論、答えてもらいます。
だから、その山本委員長の方からも、そういう提案もありましたんで、もうちょっと、
実務的な問題が、

〔西岡君「それは、山本委員長との話であって、全員」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） だから、議長、議長、

〔西岡君「厚生常任委員会全体の話じゃありません」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） だから、議長としてね、そういうふうにさせてくださいということ
をお願いしよんです。

17番（西岡 正君） 厚生常任委員会にせいということですか。

議長（山田弘治君） で、中で、所轄ですので、そこで詰めていただきたいということの
願いを、議長としてさせていただく。

17番（西岡 正君） いやいや、決めるんじゃなくして、そこで説明を、更なる説明を受
けるというんなら、分かりますよ。

議長（山田弘治君） 勿論それです。

17番（西岡 正君） 決めることはできません。

議長（山田弘治君） いやいや、そうじゃないです。説明です。

〔鍋島君「議案は、通っておるんやで」と呼ぶ〕

17番（西岡 正君） 通っておるんですから。

議長（山田弘治君） そしたらちょっと、鍋島議員の、に対して、答弁の方をお願いしま
す。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 鍋島議員から、当然、今、いろいろなご質問に対してのですね、私

どもの当局の説明、これは、きちっと誠意を持って、正しくですね、答弁していくということ。その中で、判断をいただくということが、原則、当然でありまして、そういう点が、今回の、その課長の答弁、そして、私の答弁でも十分に、こちらの方、私どもが、その内容をですね、把握せずにですね、答弁をしたというようなことにつきましてですね、今後、そういうことがないように、十分に反省をしながら、今後につきましては、更に、十分に、正しく、また正確にですね、答弁させていただきますように、これから、努めて参りますので、福祉課長が答弁しました、特に、日額等の答弁がなかったということにつきましてですね、それは十分ではなかったという反省の下にですね、お詫びを申し上げて、訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（山田弘治君） そしたら、その

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 委員長、元へ、山本君。議員。

11 番（山本幹雄君） 今ね、西岡さんが、通ってるんだからという発言されたけど、確かに、通っているんですわ。ただ、問題なのはね、鍋島さんが言うたことで、はっきりしているのは、答弁が、正しい答弁だったかどうかということの問題がある中で、通ったということは、きちっと頭でおさえておかなあかんのですよ。議会で、それをね、説明が不十分だったのか、正しい説明でなかったのか。そこらへんを、きちっと踏まえないと、今後、そのようなことがあってはいけないですよ。だからね、議会で、もう決まったことだから、協議するなというようなことでは、おかしいと僕は思う。ただ、決まったことなんで、決まったんは、もう決まったんで、仕方がないけども、議会の方から、そういう意見じゃなくして、議会の方としては、必ずきちとした答弁、答えをもらわないと、町民に対して、きちとした、僕らも答弁せないけないし、それが、できないような答弁は、今後はやめてもらいたいし、議会として、強く、そこらへんを、議長の方からもお願いいたします。

議長（山田弘治君） 町長の方からも、正確にいうことも入っておりますので、今後、私、議長としても、そういうこと、十分に、当局の方へ伝えます。
そしたら、日程に入ります。

日程第 1 . 議案第 93 号 佐用町下水道事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例について（委員会付託）

議長（山田弘治君） まず日程第 1、議案第 93 号を議題といたします。
議案第 93 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。
厚生常任委員長、山本幹雄君。

〔厚生常任委員長 山本幹雄君 登壇〕

厚生常任委員長（山本幹雄君） 厚生常任委員会の報告をいたします。

まず日時、平成 21 年 12 月 11 日金曜日、午前 9 時 30 分から午前 9 時 51 分まで。
場所、役場 3 階、委員会室兼控室。

出席委員は 7 名全員であります。説明のため出席した者として町長、副町長、下水道課長。5 番、職務のため出席した者は、山田議長、事務局長、局長補佐であります。

第 32 回定例会付託案件について、議案第 93 号 佐用町下水道事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例について、下水道課長より説明を求める。

下水道課長。区域外流入。これは合併効果で、旧町間の問題で、地域により入り組んだ地区がある。一方は合併浄化槽であり、また一方は農業集落排水が通っている。それを上手く活用していこうという条例で、当然、負担金の対象になる。今のままであれば、当然、地方自治法に違反になる。条例を定めた負担金を、当然、取れるようにしたいという条例改正である。

それから、負担金徴収条例であるが、大きな災害復興を踏まえ、町全体であっても、1 つの活性剤として、負担金徴収条例を当分の間、改正しようというものである。当分の間というのは、復興を目指し、ある程度、目途が立つまでである。

質疑、台風 9 号の復興ということは、大きな業者が余所に移転するということではないのか。答弁、小さな店から大きな店へ頑張ろうとした時、本来であるなら、追加徴収金が発生するが、今回は、発生しない。具体的な話があったのではなく、打ち出していくべきであると考えます。

質疑、恒久的にするというのは、どうか。答弁、財源的なことも踏まえ、熟慮が必要か。

質疑、森商会以外にも、区域外流入はあるのか。答弁、案外ないと思うが、農地だった所を宅地転用しようとした時に、区域外流入になる。

質疑、役場本庁周辺は、下水道加入がされていなかった方がいるが、そういう方々にとって、この改正は、特に影響はないのか。答弁、いろいろな形、(水洗化はしているが、台所は未だ等)があり、1 日、5、6 件の話が来ている。全くできていない方も、この機会にということもあります。

負担金が変わるということで、遠慮があったというのがあるのか。全然ないのか。答弁、町の活性化というのは、個人のうちから、全体で工夫を考えようと。負担金は、高い状況であったことは事実であり、将来を見つめ、決めていく。

質疑、宅マスはしてあるが、接続してない家は、相当あるのか。答弁として、全体的には、90 何パーセントできている。

質疑、できてる。答弁、去年、未接続の方に、早くつないでくださいと周知した。今回、それを含めて周知できないかと考えている。

質疑、何年以内と、決まっていたのでは。宅マス設置という方、どれだけあると思います。答弁、土地につけているので。

質疑、隣保でも宅マスはしているが、未接続の者もいる。答弁として、汲み取りを、いかに、なくしていくかということになるが、町長が、下水道でできても未接続の家が、かなりある。今回の災害で、そういう方も、かなり加入し、供用開始してもらおう。すると、直接の生し尿、汲み取りが少なくなる。100 パーセントになれば、久崎のし尿処理場がいらなくなる。100 パーセントというわけにはいかないが、あの施設を改修するには、何十億と金がかかる。当面的、早く、加入を促進し、残った分については、今の、公共下水道施設で、処理をするようにしたい。久崎のし尿処理施設を、できるだけ早く廃止させたい。地域の皆さんに、よく説明をし、取り組んでいかなければならないと思っている。

質疑、地元の方の理解は得ているが、能力的なものについては、どうか。町長、元々、それだけのものができるということで、設計している。それが、加入してないということである。

質疑を終了し、討論に入る。反対討論なし。討論を終結し、議案第 93 号の採決を行う。
採決の結果、挙手、全員で、議案第 93 号、佐用町下水道事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
以上で、厚生委員会に付託された案件、93 号の報告を終わります。

議長（山田弘治君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。
それでは議案第 93 号、佐用町下水道事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑がないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。
これより、議案第 93 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 93 号、佐用町下水道事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第 2 . 議案第 110 号 物品購入契約の締結について（給食配送車購入事業）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 2 に入りますが、日程第 2 につきましては、12 月 10 日に、提案に対する当局の説明は、終了しておりますので、質疑から行いますので、よろしく願いいたします。
日程第 2、議案第 110 号、物品購入契約の締結について、給食配送車購入事業を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑のある方。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） この議案は、学校給食センター完成に伴って、購入する給食配送車ですけれど、その現状について、給食配送車の現在の状況について、まず伺いたいのが 1 点と。

それから、2つ目には、この4台購入ということですが、購入後、これについては、センターの完成後に使うのか、それとも、購入して、納入された後には、直ぐ使うのか、その時期の点について、よろしくご回答願います。

議長（山田弘治君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） ただ今の平岡議員のご質問にお答えします。

現在の状況でございますが、佐用の給食センターにトラックが、平成2年の3月に購入したトラックが2台ございます。それから、南光給食センターに、平成2年の9月に購入しました配送車が1台ございます。それで、既に、現時点で19年を経過したということで、距離的には、佐用にあります2台のトラックは、概ね12月の上旬でございますが、10万を超えているのと。10万少し手前の9万余りの走行距離でございます。それから、南光の配送車につきましては、12万キロを超えております。そうした、非常に距離的には、それ程ではないんですが、年数の経過と共に、リフト部分が、非常に油圧が漏れた、油圧のオイルが漏れたりとかで、非常に故障が多くなっております。そうしたことによりまして、購入ということになりますし。

また、今回、購入いたしますのは、2トンで、従来型より少し大きくなります。それは、食器とか、食数によりまして、1つ1つの学校ごと、学校ごとと言いますが、コンテナも全部変えていくということになりますので、コンテナが大きくなりましたら、トラックも大きくなります。ですから、今回は、セミロングで、少し、今乗っているのより大きいトラックを購入することになります。

で、4台の、これからの使用の予定でございますが、とりあえず、時間を見て、実際に、配送ルートも、それから、学校ごとに降ろしていく練習はいたしますが、現状のコンテナを、給食配送につきましては、何とか、現状の配送車で、来年の1学期いっぱい、センターが完成するまでは、現状の配送車で、それ用の仕様と言いますが、トラックには、今のコンテナに合わせた、中に、レールが、こう切ってあったりしますので、非常に新しいコンテナを乗せるわけにはいかないということで、当面、試運転とか車の管理はいたしますが、1学期間は、現状のトラックで、何とか運行したいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） 今回の説明で、現状の佐用、南光にある配送車については、年数が、かなり経っているというか、19年経過しているという説明でしたけれど、そういう形で、現在の車そのものも更新の時期に来ているということではありますけれど、先ほどのご回答では、給食センターが完成して、センター用にですね、コンテナを全部新たにするので、それに合った車ということで、使用は、センターが完成した後でないといけない。できないというか、しないという回答だったかと思うんですけど、そのへん、もうちょっと確認の意味で、センターは完成して、いつから稼働するのかということも合わせてお願いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) センターは、そのものは、3月末に、建物は完成します。
で、あわせまして、実は、その後、現状の学校の配送車を取り付ける場所の改造。それから、それとあわせまして、従来の、今使っている、未だ新しい冷蔵庫とか給食備品、そうしたものを、新たに、また学校給食センターへ運び込む必要があります。ですから、3月に建物は完成しましても、直ぐ稼働はできないという状況にあります。

で、1学期間は、何とか、現状のままでいって、夏休みの間に、給食、現在やっております給食の施設を改修したり、それから、配送車を取りつける場所を整備したり、そうした工事を8月の夏休み中にやって、学校の授業に影響のないようにしなければいけないということで、やります。そういうことですので、給食センターは、2学期から稼働させたいと思っております。

それで、トラックにつきましても、コンテナが、今、使っているコンテナよりも、1つ1つの物が大きくなるということで、現状のトラックでは、コンテナの搬送。それから、コンテナを納めた止め方、もうちょっと、全然、従来の、20年前の基準とは、ちょっと、異なっております、今だったら、金でガチャンと留めるのが、ベルトで留めたりとか、ちょっと仕様が異なってきますので、試運転とか、運転手さんに慣れていただく練習はしますけれども、トラックは1学期間、何とか現状のままで、使用したいと思っております。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) これ随契でございますけれども、車も特殊という意味であって、他に、相見積等が取られたことがあるんかというのが、1点と。

それと、協議する上においてね、4台の中で、ある程度、どれぐらい價格的にですね、安く買うことができたんか、そこらへんの中身を。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) 今回、トラック購入にあたりましては、町内業者18社、全部案内をさせていただきまして、見積のお願いをしました。

で、結局、5社が棄権されまして13社の見積となりました。入札率は85.5パーセントでございます。

議長(山田弘治君) はい、他に。

ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) 西岡、元へ、平岡議員。

18 番（平岡きぬゑ君） 議案 115、物品購入契約についての反対討論を行います。

学校給食センター建設に伴う給食配送車購入契約であります。学校給食センター建設事業は、町民や議会に十分な説明もなく、特に、学校関係者には、実態として、事後承諾的に進められてきました。町長の、この非民主的な手法に対して、私どもは、強く反省を求めてきたところです。

購入は、平成 21 年度で、センター完成を待って活用するということです。現在使用している給食配送車は、更新時期をむかえており、早急な対応が必要であると考えます。よって、センター完成に合わせた活用は、まさに、学校給食センター建設事業と同一事業であり反対します。

議長（山田弘治君） 次、賛成の方はありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 西岡議員。

17 番（西岡 正君） 先ほどから、購入されてから 19 年ということで、距離数には、未だ 10 万、12 万ぐらいだという説明がありましたけれども、19 年も経っているということで、かなり古い車だと思っております。ですので、購入されるのの妥当ではないかなと思うわけですが、先ほどの反対の答弁の中で、給食センター建設については、もう既に、予算が組まれ、工事がなされ、後は、完成を待つのみになっておるわけではありますが、そういう状況の中で、それに関連して車を購入をするのは反対だということを言われておりますけれども、私は、議会制民主主義が、根底から崩れるのではないかと。そんなことを言われればね。結果的には、もう予算組んで執行されておりますので、それに伴う状況の中で、この物品購入の、自動車の購入については、私は妥当だと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 他に、討論ありませんか。

ないようですから、これで、本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第 110 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 110 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 賛成多数であります。よって、議案第 110 号、物品購入契約の締結について、給食配送車購入事業は、原案のとおり可決をされました。

日程第 3 . 議案第 111 号 物品購入契約の締結について（学校給食備品整備事業）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 3、議案第 111 号、物品購入契約の締結について、学校給食備品整備事業を議題といたします。

本件から 3 件は、本日追加提案の案件となります。事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 議案第 111 号、物品購入契約の締結について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 47 号）第 3 号の規定に基づき、次の物品購入契約の締結について、議会の議決を求める。

平成 21 年 12 月 22 日提出。佐用町長、庵逄典章。

- 1、契約の目的。学校給食備品整備事業。
- 2、契約の方法。随意契約。
- 3、契約金額。2,489 万 5,449 円。うち取引に係る消費税 118 万 5,497 円。
- 4、契約の相手方。住所、兵庫県赤穂市古浜町 83 番地。氏名、有限会社近畿調理機、代表取締役、平尾正信。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 111 号、物品購入契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

この物品は、学校給食センターの建築に伴い、全学校 15 校の児童・生徒及び学校職員の食器・食缶等を新規に購入するものでございます。

購入につきましては、12月11日に6業者による見積入札を行い、契約金額2,489万5,449円、消費税込みで、赤穂市古浜町 83 番地、有限会社近畿調理機、代表取締役、平尾正信氏に落札決定をいたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 率はいくらでしたか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 失礼します。岡本議員のご質問にお答えします。

入札率は 64 パーセントでございます。

議長（山田弘治君） 他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷議員。

6 番（金谷英志君） 随意契約されてますけど、随意契約とした理由をお伺いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 物品購入につきましては、従来から見積入札という形をとらせていただいております。

議長（山田弘治君） 他に、他にありませんか。
はい、質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） まず、反対の方。金谷議員。

6 番（金谷英志君） 議案第 111 号、学校給食備品整備事業、物品購入契約の締結の反対討論を行います。

反対の第 1 は、学校給食統合計画は、9 月議会の建物建設工事の請負契約での反対理由と同様、学校関係者、学校給食事業関係者に、十分な説明をすることなく、事後承諾的に進められてきた事業であるということ。

第 2 に、この工事の入札が、議案第 19 号、学校給食センター厨房設備工事請負契約と同様に、例外的に認められている随意契約によるものであるということ。随意契約にできる要件としては、競争入札に適さない。緊急の必要がある。競争入札では不利などがあり、本契約の場合、どの場合にも当てはまらず、公平な入札じゃないこと。

また、反対の表明は、表決権に基づくものであって、議会制民主主義に何ら反するものではないことも、申し添えて、反対討論といたします。

議長（山田弘治君） 賛成の方の討論。

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、西岡議員。

17 番（西岡 正君） 先ほどと同じであります。最終的に、学校給食センターは、議会制民主主義で、決定されたものでありますので、それを反対しますと、一般、予算そのものも、根底に来る、考え方が違ってきます。われわれ議員として、いろんな議論の中で、反対もありましょうけれども、やはりそういう状況の中で、賛成されれば、その時点から、賛成の立場をとって議論をするべきだと。私は、このように思います。

そして、この備品購入については、給食センター建設を認めている以上ですね、質が悪いか、物が高いとか安いとかいう反対、中の討論なら理解はできるんですが、私は、そういう状況ではない限り、反対する理由はございませんので、以上もって賛成討論といた

します。

議長（山田弘治君） 他に。

討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第 111 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 111 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 賛成多数であります。よって、議案第 111 号、物品購入契約の締結について、学校給食備品整備事業は、原案のとおり可決をされました。

日程第 4 . 議案第 112 号 物品購入契約の締結について（学校教育用コンピューター等整備事業）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 4、議案第 112 号、物品購入契約の締結について、学校教育用コンピューター等整備事業を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 議案第 112 号、物品購入契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 47 号）第 3 条の規定に基づき、次の物品購入契約の締結について、議会の議決を求める。

平成 21 年 12 月 22 日提出。佐用町長、庵迺典章。

1、契約の目的。学校教育用コンピューター等整備事業。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。3,110 万 3,100 円。うち取引に係る消費税額 148 万 1,100 円。

4、契約の相手方。姫路市南駅前町 123 番地。氏名、扶桑電通株式会社姫路営業所、所長、三小田 晃。以上。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） ただ今、上程をさせていただきました議案第 112 号、物品購入契約の締結について、ご説明申し上げます。

6 月議会において、補正予算で計上させていただきました、学校情報通信技術環境整備事業により、小・中学校のパソコン 250 台の更新と、全校へプロジェクタ・スクリーン、電子黒板、パソコン・ソフトウェアなどを新規購入するもので、12 月 17 日、5 社による見積入札を行いました。

なお、入札につきましては、工事費を加えたもので行っておりまして、3,412 万 5,000 円で決定をいたしておりますが、この契約につきましては、物品のみの契約であり、契約金額 3,110 万 3,100 円。消費税込みで、姫路市南駅前町 123 番地、扶桑電通株式会社姫路営業所所長、三小田 晃氏に決定をし、契約をするものであります。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、説明といたします。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑のある方。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 今、町長の説明の中では、全校のスクリーンと、それからパソコンについては、学校の中にですね、どのような、どう言うんですか、配備されとんかということ1点。
それから、随契にした理由ですね。
それと、何社が入札。
そして、入札率いくらになったんかと、そのことについてお尋ねします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） ただ今の岡本議員のご質問にお答えします。
パソコンは、提案の時に若干申し上げたんですが、主に、佐用と三日月地域の小中学校には、既に整備済みでございまして、後、上月、それから南光地域の、それぞれの、上月、久崎、幕山、徳久、中安、三河の小学校が主な児童用、生徒用のパソコンの整備となっております。後、教員用とか、電子黒板等につきましては、各2台及び1台ずつ、それぞれ全学校に整備させていただいております。
5社による入札でございまして、入札率は、48.1パーセントでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 佐用と三日月は整備されて、今度、上月の幕山、久崎。南光の徳久とか三河が入るといってございまして、その中身的については、どんなんでしょう。その生徒に1台ずつ、もう既に、パソコン、あたっておるといふふうに解釈していいんですか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） パソコン教室と言いますか、パソコン室に、全児童、生徒が、授業で受けるのは全部、新たな物に、こうさせていただくことになっております。

はい。

議長（山田弘治君） はい、他に。
質疑がないようですから、

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 井上議員。

8番（井上洋文君） 電子黒板というのがあったんですけど、もう少し詳しく説明と。これ、政権交代で、電子黒板の国の補助があかんようになったんやないですか。そこらは、どうなんですか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 電子黒板と言いますのは、実は、黒板そのものに、プロジェクターをセットして、で、そこでソフトの、教材用のソフトで、黒板に、その教材を映し出します。それに、直接書くことができますし、専用のペンを使ったら、パソコンと同時に、黒板で説明しながら、映像を見ながら授業ができるということで、おおいに期待できることなんでございますが、これは、予算をお願いする時に、地域活性化事業で、この事業でさせていただきたいということで、上程しましたので。

他に、すみません、後の質問、ちょっとよく分からなかったの。すみません。

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） 国からの補助はどんなんですかね。これ、政権交代の時に、これが外されたというような報道されておったんで、そこらどんなんですかね。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） とりあえず、この事業につきましては、地域活性化・経済対策事業で財源は充てさせていただいております。

議長（山田弘治君） 他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 財源の関連で、井上議員の続きでお願いします。
経済危機対策臨時交付金の関係の事業というのは間違いはないんですが、あの時のね、そ

の中でありながら、町単分と国庫補助分と分けて、これパソコン関係ですね、つまり、総額で 7,800 万円、5,500 万の国庫補助分、2,300 万の町単分というふうに分けて、補正の中で説明しておるんですね。で、それから言えば、町単、国庫補助の関係からしても、非常に低い、これ購入額になっております。7,800 万が、3,000 万ですからね。それからすれば、あの国庫補助率、町単分も入れて、だいたい 3 割だったわけですけども、この 3,000 万の 3 割がそのまま国庫補助ということでみていいのかどうか。そのあたりは、財源的には、どのように、これをみておられるのか、お伺いいたします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 地域活性化事業の財源充当については、これまでもご説明させていただいてますように、実際に執行すると、今、お話になったような入札減というものが生じて来ます。そういう中で、充当額というのは、その執行額によって、充当率が違ってきますけれども、今のところ、これ、内容は精査してませんが、ほぼ経済交付金の中で充当できるのではないかと。執行額を十分充当できるのではないかと考えています。

また、他の事業も含めて、充当率等については、詳細にしたものを、また説明させていただきたいと思います。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） それは、ここでやってもしょうがないんだけど、考え方はね、全部、経済危機臨時交付金の関係の事業なんです。全体がね。この町単分も含めて。で、それに国庫補助という、町単分と国庫補助分、2 つに分けて、メニュー組んでおるんです。町がね。その率が、何で、こんなこと言うかということ、盛んに、政権交代の関係で、国庫補助が変わってきているという、今、電子黒板の関係で、除外どうのこうのあったから、実際、そのようになっておるかということのは、どこに出てるかと言ったら、その国庫補助に出てくるんですよ。国庫補助率に出てくるんです。経済危機臨時交付金じゃないんですね。そのあたりを精査した答弁が、井上議員との関連で、今、聞きたかったというふうに思ったんだけど、今、答弁できるんだったら、その答弁をいただきたいなと。

それと、ちょっと聞きたいのは、250 台、生徒・児童用パソコンということであります。3,100 万ですから、パソコンだけだったら、それで割ったらいいんだけど、生徒用というのは中学校、児童用というのは小学校だけでも、児童用と生徒用の、そのパソコンの、それぞれの台数と、単価は変わらないのかどうか、そのあたりの内容についてお伺いいたします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） パソコンそのものは、児童用・生徒用は、変わらないと思いますが、ソフトウェアが異なってくると考えております。

議長（山田弘治君） 他に。
ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。
これより、議案第 112 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 112 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 112 号、物品購入契約の締結について、学校教育用コンピューター等整備事業は、原案のとおり可決をされました。

日程第 5 . 議案第 113 号 工事請負契約の締結について（三河小学校校舎耐震化工事）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 5、議案第 113 号、工事請負契約の締結について。三河小学校校舎耐震化工事を議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 議案第 113 号、工事請負契約の締結について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 47 号）第 2 条の規定に基づき、次の工事請負契約の締結について、議会の議決を求めます。

平成 21 年 12 月 22 日提出。佐用町長、庵逄典章。

- 1、契約の目的。三河小学校校舎耐震化工事。
- 2、契約の方法。指名競争入札。
- 3、契約金額。8,032 万 5,000 円。うち取引に係る消費税額 382 万 5,000 円。
- 4、契約の相手方。住所、佐用町上三河 175 番地。氏名、株式会社春名建設、代表取締役、春名博喜。以上です。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 113 号、工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

6 月補正により予算計上させていただきました、三河小学校の校舎耐震化工事につきま

して、平成 21 年 12 月 21 日、町内業者 7 社による指名競争入札に付しました。

結果、8,032 万 5,000 円、消費税込みで、佐用町上三河 175 番地、株式会社春名建設、代表取締役、春名博喜氏に落札決定いたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、説明といたします。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑のある方。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） では、お尋ねしますが、先ほど、7 社で入札をしたということですが、まず、その入札、すいません。

この中に、辞退した所とか、失格者があったかどうか。

それと、予定価格、6 月補正の提案の資料によりますと、9,180 万になっているわけですが、予定価格は、今回いくらだったか。

そして、工事がいつから着工して、いつ終わるのかお尋ねします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 入札の棄権業者はございませんでした。

で、入札率に関しましては、設計額に対しまして、入札率は、91.6 パーセントとなっております。

で、工事は、年度内で。着工は、1 月から、早々に着手していただきたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） パーセントじゃなくって、予定価格ね。は、いくらだったかいうのをお願いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、郡教委総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 8,771 万 4,900 円。

〔「それは設計額やな」と呼ぶ者あり〕

教育委員会総務課長（福井 泉君） 設計額。

〔笹田君「設計額」と呼ぶ〕

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） これは、設計額だけですか。工事の請負とかはどうなりますか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 予定価格は、8,505万円でございます。

議長（山田弘治君） 他に。

町長（庵逄典章君） これは、消費税込みですね。税込みですね。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） はい、この三河で、もう耐震はどんなんですか。全部、学校関係は終わったん。それとも、残っておるんであれば、どここの学校が残っておるんか。

議長（山田弘治君） 答えますか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 実は、三河もこれ、古い校舎の方でございまして、職員室のある旧棟の方でございます。これは校長室、1階が校長室とか、教具室、保健室、用務員室、給食室等があります。

で、2階部分のパソコン室、音楽室、図書室、理科室、そうした部分の耐震工事でございます。で、まだ、後、教室の方の耐震は、未だやっておりませんので、また次年度お願いするようになると思います。

まだ、残っているのは、久崎と、それから幕山小学校が、まだ耐震の補強工事は残っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 体育館関係は、どうだったのかな。全部終わったんですか。体育館も。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 体育館は、今年、幕山小学校が終わりまして、全校、一応、終わりました。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 今回の岡本議員の関連ですけれども、2箇所の、耐震の実施設計が行なわれたのは6月の入札。その時、同じ日に久崎小学校も入札やって、幕山小は、9月に実施設計の入札やったという経過あります。

それで、確認したいのは、三河小は、今回、年度内にやるということなんですけども、久崎小、今現在、プール工事やっておりますけど、久崎小、幕山小については、補正予算の関係では、年度内に事業になっておるんですが、年度内に入札して、繰越明許で来年度やるのか、それとも、今年度やめて、来年度入札で実施するのか。その基本的な考え方は、どのように思っておられるのか。それが1点。

それから、2点目に、来年度になった場合に、例の耐震、学校耐震化工事に対する国庫補助率増額ですか、ああいう措置がありましたけども、そういった影響はないのかどうか。そのあたりの2点お願いいたします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 久崎小学校の場合は、実は、大規模改修と兼ねたり、それか、給食室の撤去等も絡んで来ますので、次年度工事で、

〔鍋島君「来年度事業ね」と呼ぶ〕

教育委員会総務課長（福井 泉君） 検討したいと思っております。

〔鍋島君「幕山は」と呼ぶ〕

教育委員会総務課長（福井 泉君） 幕山も、ちょっと今現在、掌握してません。すいません。それから、2点目の、すいません。おそらく来年度のちょっと、まだ調べておりません

が、安心・安全の絡みの中で、国庫の2分の1の補助の事業は、まだ継続されると思っております。はい。

議長（山田弘治君） はい、ありませんか。他に。
ないようでしたら、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。
これより、議案第113号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第113号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第113号、工事請負契約の締結について、三河小学校校舎耐震化工事は、原案のとおり可決をされました。

日程第6．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第6に入ります。
日程第6は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。
お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

議長（山田弘治君） 以上で、本日の日程は、終了、

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員、何ですか。

11番（山本幹雄君） この前、まちづくり37というのを、岡本義次議員が配られているんです。で、その中に、どうも根も葉もないことを、たくさん書かれているので、そのことについて、ちょっと、協議してもらいたいなと思ったりしているんですけれども。よろしいですか。

議長（山田弘治君） それちょっと、この本会議を閉めた後、協議会持ちますので、その中で、ちょっとお願いできますか。

11 番（山本幹雄君） はい、分かりました。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 森本議員。

19 番（森本和生君） ほんまにね、これ、私も、ちょっと見させてもろたんですけども、事実、あったんか、ないんかというようなことね、そのことについてね、本会議で、こないなこと言うんも、ほんまにこれ、たわいもないと言うか、あれなんですけど、言いたくもないんですけども、事実と違うことをね、書かれておるといようなことをね、きちっと、議会の中でもね、常識ある議会の議員が、きっちりと事実に基づいて、いろんな文書を出されたりすることについては、それは自由ですから、それは結構やと思うんですけども、事実でないことをね、書かれている部分が、たくさんありますので、そのへんことは、よう明快に、議会の議員としての資質の問題、モラルの問題、そういうもんがありますので、その点だけは、本会議の中でもやってもろたらなと思ったりもするんですけども、今、また、協議会とかいような形出てますので、そこで十分やってもらいたいと思います。

議長（山田弘治君） 分かりました。この閉めた後、協議会に切り替えますので、その中で、お願いしたいと思います。

以上で、本日の日程は終了をいたしました。お諮りをいたします。

これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了をいたしましたので、閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、第 32 回佐用町議会定例会を、これをもって閉会をいたします。

閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

12 月定例会におきましては、慎重なる審議をしていただき、適切妥当な採決ができましたことを厚くお礼を申し上げます。特に、補正予算につきましては、災害関連事業として、多額な補正予算となっております。また、条例関係では、特に、台風 9 号に関する検証委員会条例が設置をされましたので、執行者におかれましては、今後の災害対策の充実に向けての検証及び災害復旧、復興事業におきましても、誠心誠意努力されることをお願いをいたします。

後、10 日もすれば、新しい年を迎えます。佐用町民におかれましては、この度の災害により厳しい年を迎えられることと思いますが、一刻も早く元気な佐用町になることを願っております。

議員の皆様におかれましては、健康に注意をしていただき、今後の議会活動に精励されますことをお願いして、あいさつといたします。

町長、あいさつ。

町長（庵途典章君） それでは、閉会にあたりまして、一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

まず、12 月議会に、いろいろと提案をさせていただきました議案につきましては、それ

ぞれ慎重審議をいただきまして、ご承認を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、議会の中でですね、いろいろなご意見、また、ご指摘をたくさんいただいております。今後の執行にあたりましてですね、この点、十分に注意しながら執行をしたいというふうに思っております。努力をさせていただきますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

本当に、平成 21 年、大変悪い年になってしまいましたけれども、後、残り、もう 1 週間余りとなりました。新しい 22 年を迎えるわけですが、22 年も大変厳しい年の始まりだというふうに思っております。そういう厳しい年が、これから始まりますけれども、町民の皆さんが、1 日も早くですね、皆さんが元気を取り戻しながら、安心して暮らせるまちづくりのために、1 日も早い復興を目指して頑張って参りたいと思っておりますので、なお一層のご支援を賜りますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本当に、皆様方には、大変、ご協力いただき、また、大変厳しい年の瀬、また寒くなっで参りましたけれども、健康に留意され、ご家族それぞれご健勝にて、新しい年を、元気な年をお迎えをいただきますようにご祈念申し上げます、最後のごあいさつとさせていただきます。本当に、ありがとうございました。

議長（山田弘治君） これで終わります。

午前 10 時 54 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

会議録署名議員

同

